北上市における固定資産税の評価額修正に伴う登録免許税の還付について（お知らせ）

今般、北上市から当局に対し、北上市で行っている木造家屋の固定資産税算出に係る評価額（以下「評価額」といいます。）の計算方法が総務省が示す評価額の計算方法と異なっていることが明らかとなり、平成２０年以前に新築又は増築された建物で、同様の方法により評価を行っている家屋について固定資産税課税台帳の登録価格（以下、「評価額」といいます。）の修正を行った旨の通知がありました。

今回の評価額の修正につきましては、北上市における固定資産税のみならず、北上市の決定する固定資産税の評価額を算定根拠とする所有権移転登記等の登録免許税にも影響を及ぼすことから、当該登録免許税を収納しました盛岡地方法務局においては、北上市から通知を受けた登記申請（平成２９年４月１日から令和５年３月３１日までの登記申請）について、該当する方に対し、「登録免許税の還付について（お知らせ）」という通知を送付しています。

このお知らせを受けた方々に対しましては、管轄税務署を通じて還付予定額が通知されることとなりますので、還付金の受領に関して特段の手続をしていただくことはありません。

なお、盛岡地方法務局から金融機関の口座番号や暗証番号などをお尋ねすることは一切ありませんので、万一、法務局職員を名乗る者から口座番号等を尋ねられるといったことがありましたら、直ちに警察に御相談いただくようお願いいたします。